

JIS

差込みランプソケット

JIS C 8122 : 2012

(JLA/JSA)

平成 24 年 10 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎博之	東京大学
(委員)	岩本佐利	一般社団法人日本電機工業会
	岩本光正	東京工業大学
	上原京一	株式会社東芝
	大石奈津子	財団法人日本消費者協会
	長田明彦	一般社団法人日本配線システム工業会
	熊田亜紀子	東京大学
	佐々木喜七	一般財団法人日本電子部品信頼性センター
	島田敏男	一般社団法人電気学会
	下川英男	一般社団法人電気設備学会
	鈴木篤	一般社団法人日本電球工業会 (日立アプライアンス株式会社)
	住谷淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	田中智	一般社団法人日本電機工業会
	豊馬誠	電気事業連合会
	中根育朗	一般社団法人電池工業会
	原田真昭	一般社団法人日本電線工業会
	飛田恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前田育男	IEC/ACOS 専門委員 (IDEC 株式会社)
	山田秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.7.20 改正：平成 24.10.22

官 報 公 示：平成 24.10.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明器具工業会

(〒110-0005 東京都台東区上野 3-2-1 TEL 03-3833-5747)

一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 一般事項	1
1.1 適用範囲	1
1.2 引用規格	1
2 用語及び定義	3
2.1 材料	3
2.2 固定手段	3
3 一般的要求事項	6
4 試験に関する共通条件	7
5 定格の標準値	8
5.1 定格電圧の標準値	8
5.2 定格電流の標準値	8
6 分類	8
7 表示	9
8 寸法	11
9 感電に対する保護	12
10 端子	12
11 保護接地	14
12 構造	15
13 スイッチ付きランプソケット	19
14 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧	20
15 機械的強度	21
16 ねじ、通電部及び接続部	24
17 沿面距離及び空間距離	25
18 一般的耐熱性	25
19 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	29
20 過度の残留応力（自然割れ）及びさびに対する抵抗力	31
附属書 A（規定）自然割れ又は腐食試験	46
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	48
解 説	50

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明器具工業会（JLA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 8122:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

差込みランプソケット

Bayonet lampholders

序文

この規格は、2008年に第3版として発行された **IEC 61184** を基に作成した日本工業規格であり、規格内容の一部を我が国の実情に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 一般事項

1.1 適用範囲

この規格は、電源電圧 250 V 以下 のランプ及び準照明器具（セミルミネア）で用いられる、差込みランプソケット B15d 及び B22d について規定する。

この規格は、照明器具一体形ソケット又は電気器具組込用ソケットについても規定する。この規格は、ソケットに対する要求事項だけを規定する。

その他の全ての要求事項（例えば、端子部における感電保護など）については関連する電気器具の規格に従い、電気器具をその個別規格に従って試験する場合は、電気器具に組み込んだ後に試験を行わなければならない。

注記 1 ランプソケットを照明器具で使用する場合、その最高動作温度は、**JIS C 8105-1** で規定されている。

B15 は、対応するゲージをもつ **JIS C 7709-1** のシート 1-1 及び **JIS C 7709-2** のシート 2-1 に規定する口金及びソケットの組合せを意味する。

B22 は、対応するゲージをもつ **JIS C 7709-1** のシート 1-2 及び **JIS C 7709-2** のシート 2-2 に規定する口金及びソケットの組合せを意味する。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 61184:2008, Bayonet lampholders (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

1.2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 0920:2003 電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）

注記 対応国際規格：**IEC 60529:1989**, Degrees of protection provided by enclosures (IP Code) (IDT)